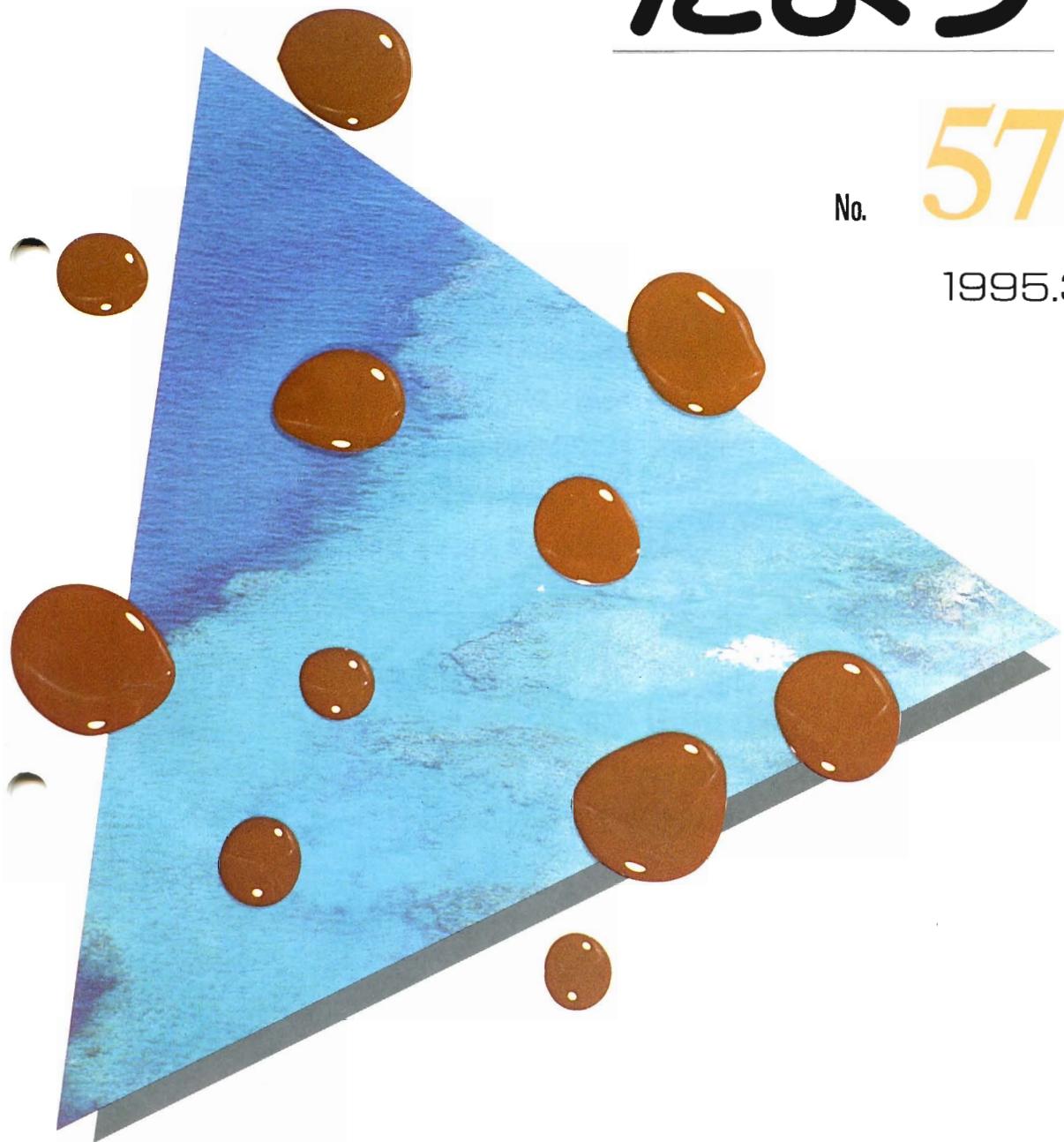


油濁基金 だより

No.

57

1995.3



財団法人 漁場油濁被害救済基金



海岸へ打ち寄せる油

平成6年6月8日山口県下関市彦島西山海岸及びその周辺一帯に濃い油が漂流、漂着し、養殖施設や建網等へも被害が発生する恐れがあり、地元漁業者により回収作業を実施した。

地震災害お見舞

平成7年1月17日早朝に発生した阪神・淡路大震災で被害を受けられた地域の皆様方に対して、謹しんでお見舞申し上げます。

水産業界ならびに関連業界の1日も早い復興をお祈りいたします。

平成7年3月

(財)漁場油濁被害救済基金

理事長 宮原九一
ほか 役職員一同

目 次

(寄稿)

1. オイルボールと形成機構への考察／松本 謙	1
2. 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／鈴木光夫	9
3. 瀬戸内海の赤潮／松山浩二	14

(随想)

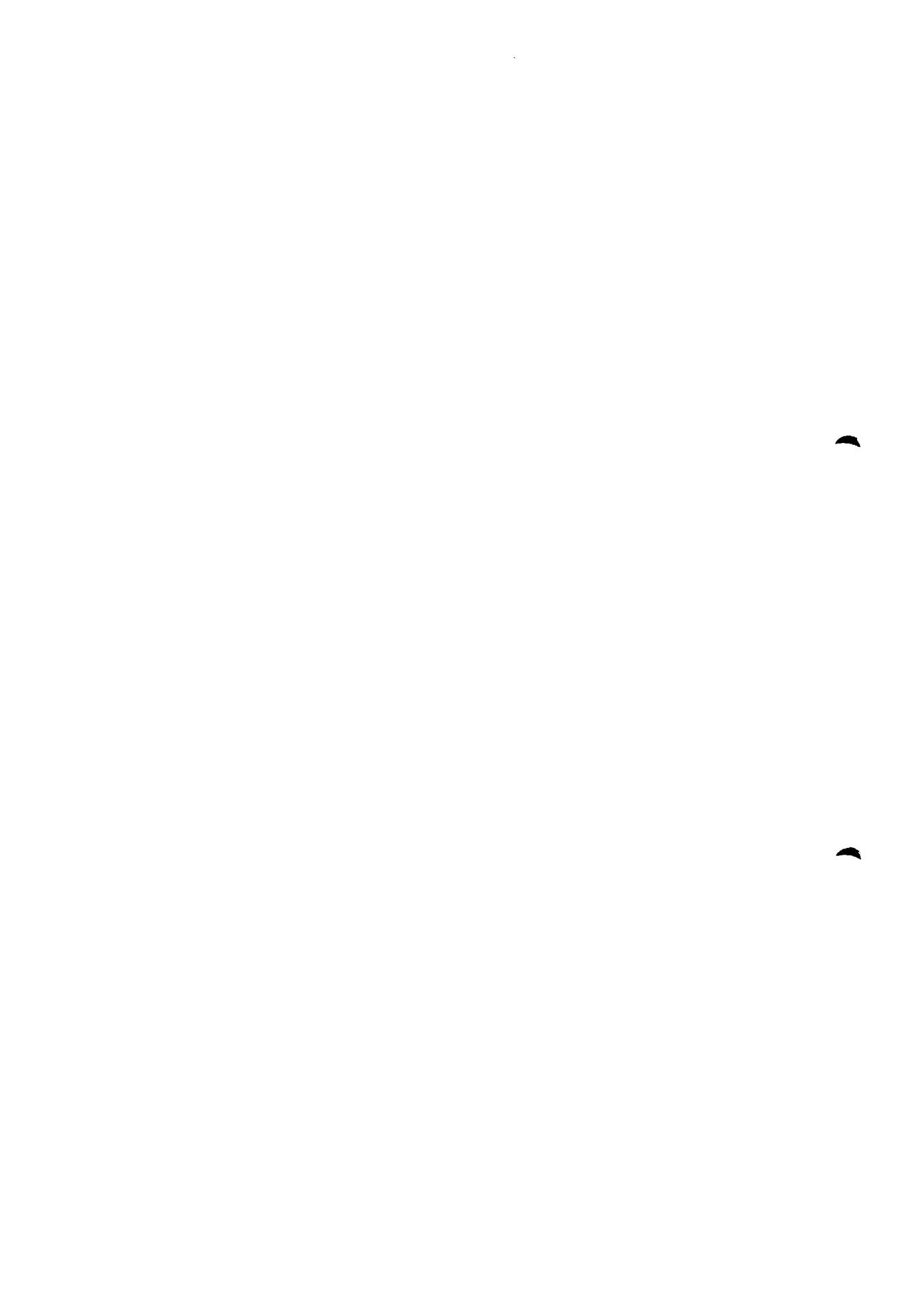
遅くなつたご挨拶／大橋孝治	16
---------------	----

(基金記事)

1. 第14回豊かな海づくり大会について	18
2. 油濁被害防止対策事業について	25
3. 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	28
4. 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き	31
5. 役員の交替について	32

(お詫びと訂正)

(編集後記)



(寄稿)

オイルボールと形成機構への考察

—その知られざる素状の一端—

油濁研究所長 松本 謙

はじめに

オイルボールは、別名廃油ボール、タルボール等と呼ばれている。一般に知られている性状としては、大きさは泡粒よりも小さいものから、赤子の頭よりも大きいものまで、様々である。おおむね固形化しており、色も黒褐色で、黒味の方が多いといえる。高波に乗って海岸へ打ち上げられると、周辺の生物の生息、環境全般、引いては漁業や観光、レジャー等に対し阻害を生ずることは周知の通りである。海を愛し、海で生活する人々にとって、オイルボールは極めて歓迎される厄介者である。

このオイルボールについては、従来いろいろの方が関係機関誌、雑誌等に執筆しておられ、それぞれ非常に興味のある内容が多い。ご参考までに、比較的最近のものを取りあげると次のようである。

1993年12月発行の本誌No. 54号では、「海洋汚染の現状について」海上保安庁海上公害課三浦兼氏、1993年7月発行の本誌No. 53号では「オイルボール清掃に思う」青森県小泊漁業協同組合橋本徹氏がある。

又、毎年発行される「海上保安白書」

には海洋汚染の調査という項目で、廃油ボールの漂流、漂着状況の調査結果が掲載されている。その外、オイルボールについて書かれているものを若干あげると、1980年発行の「生態化学」Vol. 3 - No. 3では、「廃油ボールの解明—分類と方法論」海上保安大学校小川勝氏、1981年発行の「PPM」12巻2号では、「廃油ボールの実態とその防止または処理法」神戸商船大学近藤五郎氏、同福士恵一氏、1988年発行の「計量管理」37巻2号では「廃油ボールの追跡」海上保安試験研究センター前田博氏がある。

さて、オイルボールとは一体何かとか、どうしてできるのかとか、どうすれば発生や被害を防止できるのかといった疑問については、以上の例示した文献をご覧下さればお分かりいただけるものと思われる。ここでまた同様の解説をしたのでは、多くの点で重複を避けられず、新鮮さを欠くことにもなり、読者各位へも失礼になるように感じるので、少々観点を変え、説明の切り口を違えて、1. オイルボールの定義、2. オイルボールに関する流出油の性状変化に関する調査、3. オイルボールの検知方法、4. オイルボ

ルの回収方法、5. オイルボールの処分方法、6. オイルボールの発生防止方法、むすびの各項目に従って述べる。原則として、あいまいさを排除するために断定した個所が若干あり、異論を抱かれる方もおられるものと思われるが、ご容赦をお願いしたい。

1. オイルボールの定義

オイルボールの定義は、特に公的に決められたものではなく、通称が定着した印象である。オイルボールが石油の範囲のものであることは間違いない事実である。石炭や泥炭のようなものでは決してない。まして化石でもない。その位置づけは、経時変化油の一種と考えられる。

図1に示されるように、石油が何らかの原因で海中へ流出し、時間が経過して、風化し、形や性質が変わったもので、一般に経時変化油（風化油）と呼ばれているが、オイルボールは、正しくその範囲のものである。

図1は参考例の一つで、おそらくこのようないくつかの過程が存在するであろうとの筆者の推定である。長期間に及ぶ現場実験によって確かめられたものではない。現時点ではそのような大型水槽による実験例はない。

参考までに各種文献に記述されている定義を紹介する。

石油学会発行「石油辞典」例：海洋に漂流するタール状の油塊を意味する。波浪で丸みを帯びる。

成文堂発行「燃料潤滑油用語辞典」例：海域に漂流するタール状の油塊。タンカーから排出されたバラスト水、タンククリーニング水、スラッジ等に含まれる油が漂流中次第に凝固して生成される。

直径1ミリメートルのものから40～50センチメートルのものもある。

東京化学同人社発行「環境科学事典」例：船舶機関の廃油、原油タンカーの油槽スラッジ、船底ビルジ、バラスト水などの不法投棄、事故、海底油田からの漏

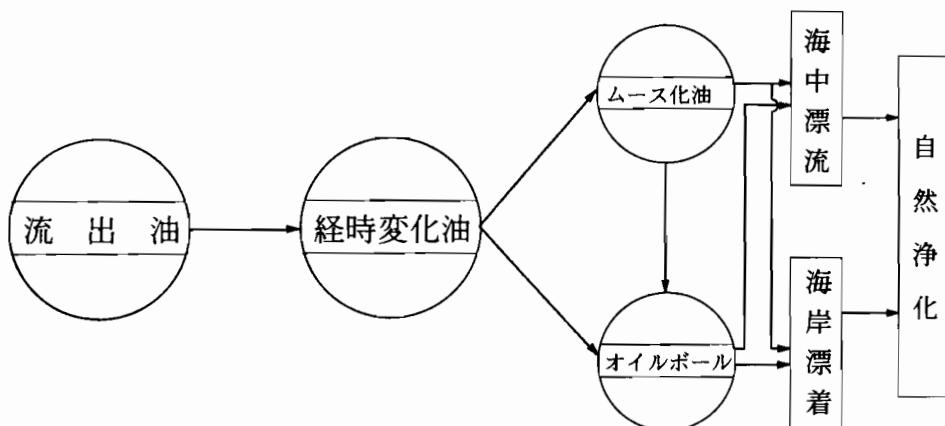


図1 流出油の経時変化の動向(例)

れなどで流出した油が長時間漂流するうち、揮発しやすいものがなくなって、チョコレートムースといわれる油水塊となり、徐々に硬化して黒味を帯びた固形状の油塊ができる。これをいう。ペトロリアム・ラムプともいう。オイルロードと呼ばれている原油輸送ルートの周辺海域に多く見ることができる。

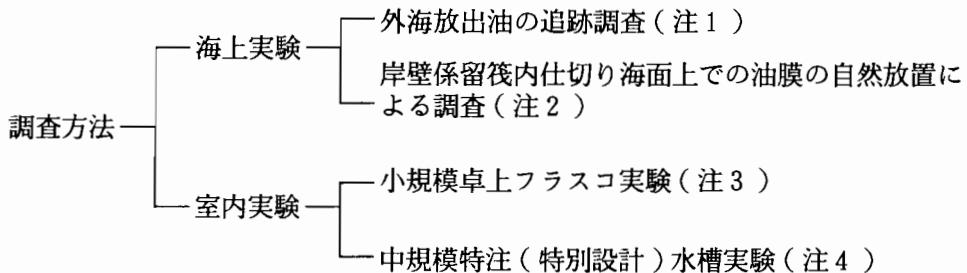
要するに、オイルボールとは油が古くなって、大きさに大小の差があっても、

黒褐色の固くなった塊をいうのである。

2. オイルボールに関する流出油の性状変化の調査

ここではオイルボールは、流出油の清浄が経時変化したものとの見地に立って、わが国での調査状況を示す。狭義のものではないので誤解のないようにお願ひしたい。これとてすべてを網羅していないことをお断わりしておく。

(1) わが国で過去に行われた調査例



(注1) 昭和50年代の初期、海上保安庁水路部で実施

(注2) { 昭和46年6月～8月、神戸商船大学で円筒内面の5種類の原油で実施
昭和50年～52年、3年計画で、社団法人日本海難防止協会主催「排出油識別専門委員会」において、原油、重油、潤滑油で実施

(注3) 昭和53年以降、筑波研究所、海上保安試験研究センター等各関係機関で実施

(注4) 昭和56年以降、筑波研究所、社団法人日本海洋開発産業協会(JOIA)、財団法人漁場油濁被害救済基金で実施

(2) 現在、結果が判明している調査事項及び不明調査事項

判明している調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ①原油、重油、潤滑油の黒物（特定油、防除の義務づけが課されている油）の物理的、化学的性質が変化するということ。 ②極論すれば、特定の条件下のそのときの供試油に関する性状変化の情報。 ③波浪の影響がムース化に関係が深いこと。 ④白油はムース化しない、又は、しにくいくこと。
不明調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ①ムース化の定量的メカニズム。 ②ムース化しやすい油とムース化しにくい油の組成、成分に関する相違点。 ③ムース化と油防除資機材の性能低下との定量的関係。 ④ムース化の油の拡散に及ぼす影響。 ⑤海上におけるムース化解消の実用的方法。

(3) 現在の国内の性状変化の調査計画例

分かっているものは次の通り。

海上保安庁の海上保安試験研究センターや海上災害防止センターではそれぞれの関連する調査や実験をされているか、又は検討されている。例として、ムース化油の現場燃焼実験や高粘度油用処理剤の開発等があり、それぞれ成果をあげられている。

通産省関係では、石油連盟の方で、補助金委託事業として、ムース化油のムースメカニズムの解明実験、可搬式小型回流水槽による流出原油の経時変化実験、流出油の自然浄化の解明実験等が計画されたり、実施されたりしている。

一つの例として、原油が流出しても、すべての原油がすぐ性状が変化してしま

うのではなくて、原油の種類によって、比較的短時間に水分を含んで、ムース化してしまうものと、なかなかムース化しないものとがある。何故そのような違いがでるのか、いろいろな説があるが、石油連盟の方の委託実験では、原油中のアスファルト成分中の、樹脂状物質（レジンという。）とアスファルテン物質が関与しているとのことである。ワックス成分の関与は薄いか、あるいは全くないとのことである。

（注）レジンは分子量が1,000程度のもので、約93℃の溶融点を持つ高分子化合物で、大方の有機溶剤には溶ける。

アスファルテンは、硬くてもろい褐色乃至は黒色の粉状物質で、石油エーテル（ペンタン）中で不溶の沈殿物とし

て分離される。分子量が1,500～2,000程度の芳香族性に富んだ高分子化合物である。

3. オイルボールの検知方法

漂流中のオイルボールの中で、狭義のものは比重が1前後のものが多く、海面すれすれか、もしくは僅かに水没状態である。いわゆる海面で見えたり、見えなからたりする。結論をいえば現時点での機械力による検知是不可能といえる。ずっと浮上していれば、リモートセンシングによる検知も考えられるが、たとえ僅かでも水面下に沈むと、現状の技術水準では如何ともしがたい。

まして海中を漂流しているものや、深さが数メートルの浅海の底にたまっているオイルボールを海上から検知することは、リモートコントロールの水中テレビカメラを使うが、人間が潜水して確かめるより方法が見当たらない。

4. オイルボールの回収方法

オイルボールが陸岸に漂着しない間に、あるいは高波で打ち揚げられない間に、沖合いで回収船で回収する研究は過去に行われ、報告書はできたが、実用化には至らなかった。陸岸に打ち揚げられたオイルボールを機械的に回収する方法は、二、三の試作機の製作が行われたが、実用化には至らなかった。これらの理由は明確である。その第一は、形状が定まらないことである。

自然の力で形成されるため、ケースバイケースで性状がまちまちである。硬さも一定しない。堅かったり、柔らかかったりする。そのため何かにつけて機械力の対象になりにくく、具体的にいうと捕捉するのに、ネットがよいのか、スコップがよいのか決めにくい。原料が質的に非常にばらついていることも問題を複雑にする。第二に、オイルボールが何処にやってくるのか予測が難しいことである。漂着して、あるいは打ち揚げられてはじめて分かるので、事前準備ができず、すべて事後処理ということになる。

参考までに、前者のオイルボール回収船の例では、社団法人日本作業船協会が、運輸省第四港湾建設局の委託を受けて、1976年開発研究を行い、オイルボール回収船の建造に必要な基礎データを得て、実験方案が作成された。その中で、考察として、航行区域を近海とした場合は、波浪条件および船体の性能維持の観点から双胴船よりも単胴船の方が良好といえるが、回収装置の機能との適合性の点からは双胴型の長所が顕著であるとしている。もちろん、回収装置の確定が最優先課題であることはいうまでもない。なお研究の中では、海浜での回収装置の選定や実験にまで触れられている。

当時、参考に使用されたオイルボールの性状は次の通りである。

後者の海浜でのオイルボール回収装置の例では、その後、財團法人漁場油濁被害

比 重 (15/4°C)	0.79 ~ 0.925	(平均値) 0.856
粘 度 (@98.9°C cst)	13.05 ~ 28.61	18.88
流動点 (°C)	35.5 ~ 62.5	52.5
残 炭 (Wt%)	2.57 ~ 14.02	6.7
灰 分 (Wt%)	0.00 ~ 7.41	1.36
硫黄分 (Wt%)	0.089~ 2.318	1.18
抽出油 (PH)	2.1 ~ 6.75	3.8
全酸価 (KOHmg/g)	2.36 ~100.98	24.3
夾雜物 (Wt%)	5.74 ~ 15.95	10.48

備考：回収の面からは高粘性であることが問題であり、オイルボールを高粘度油とおきかえて検討することが妥当と考えられるとある。

救済基金で開発研究がなされた。

量と自然浄化の促進に役立つことが実証されることが先決であろう。

5. オイルボールの処分方法

オイルボールは、経時変化油の分野のものであるから、処分については油分を消失させることが先決である。実用上考えられる方法は、助燃剤（石油）を使って焼却するが、あるいは油分の流出を防止ながら、陸上で自然浄化を待ち、埋設する。前者の方法はそれなりの費用を伴い、また黒煙も発生するから、それらの問題点を克服できれば実用化への道が開かれるものと思われる。

焼却以外の薬品による化学処理方法として、水分に遭遇すると激しく発熱反応を起こす生石灰を主成分とする汚泥粉化剤の利用が考えられるが、油分が熱分解して消失するわけではないので、実用化には問題が多いといえる。オイルボールの減

6. オイルボールの発生防止方法

前述1. オイルボールの定義の中で触れているように、原因の如何を問わず油を海へ流出させないことが最善の発生防止方法ではあることはいうまでもない。しかし、わが国の沿岸で従来問題視されているオイルボールは、狭義の中の主としてタンカーからの排出物がそれが合法的であろうと、非合法的であろうと発生原因になっていることについて異論を唱える人は、現在はないように思われる。大枠としては1983年10月に発効した「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約、1978年の同議定書」によって大型の油タンカーの構造が逐次段階を追って改造されることになり、長期的には大幅にオイルボールの発生は防

止されることになった。

外航タンカー以外の内航タンカーについて
ても、同様の改造の検討が行われている。
内航タンカーの場合は、全国数十港に設
置されている船舶廃油処理施設を極力利
用されて、海洋汚染防止に努めていただく
ことが最善である。図2に世界の海での油
膜の存在を示すユネスコ資料例を示す。

図3は筆者の同様の将来の想像図を示す。

むすび

オイルボールの実態について、第三者的
立場から、最近感じていることを率直に述
べたが、国内外の対策状況はよい方向
にあるといえよう。

以上

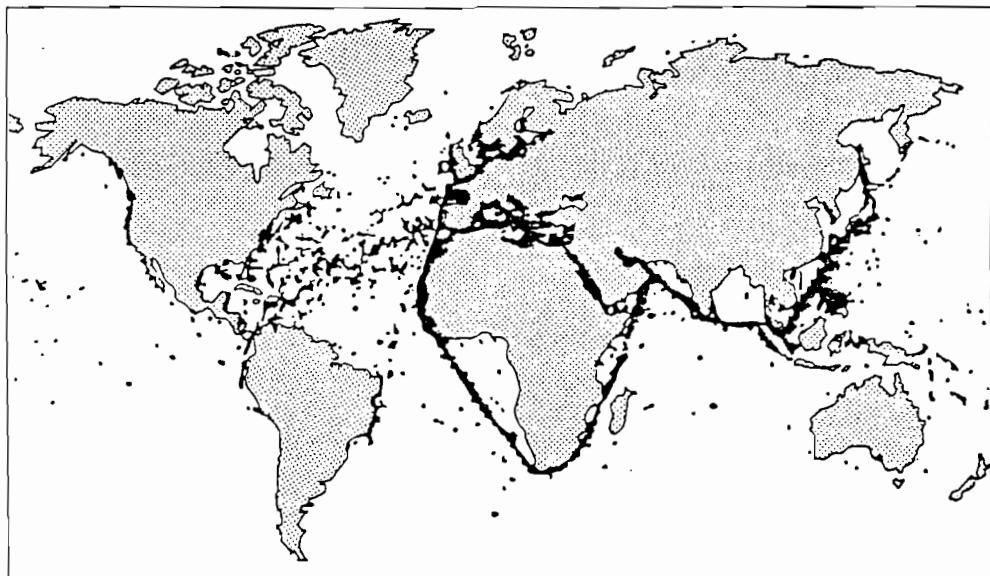


図2 1980年代前半の世界の海で油膜の発見された場所
(ユネスコ資料)

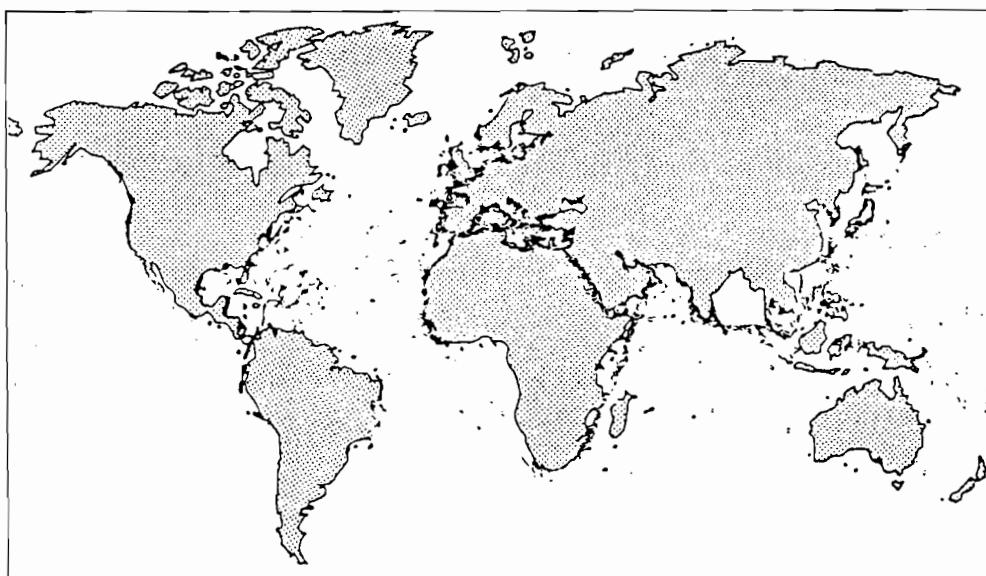


図3 筆者が願望する将来の世界の海での油膜の想像図
(非常に減少していることを期待する。)

水質汚濁等による突発的漁業被害状況

水産庁研究部漁場保全課

指導第二係長 鈴木光夫

この報告は、国の補助事業として実施している漁業公害調査指導等事業のうち「漁業公害等対策事業実施要領」第7条の規定に基づいて、各都道府県知事から提出された「公害等による漁業被害発生報告書」をもとに、平成5年4月1日から平成6年3月31までの間に発生した水質汚濁等による突発的漁業被害の発生状況を水産庁がとりまとめたものであり、そのうちの一部を抜粋したものである。

平成5年度の水質汚濁等による突発的漁業被害は、総発生件数176件（うち、被害額不明件数123件）、総被害額24.8億円となっており、前年度と比較した場合、総発生件数は減少したが、被害額は、3.5倍に増加した。（表-1）

1. 海面における突発的漁業被害状況

海面における漁業被害は、発生件数86

件（うち、被害額不明件数45件）、被害額24.3億円で、発生件数とは逆に、被害額は前年度に比べ大幅に増加している。これは平成4年度が幸いにして、昭和46年度以降最も漁業被害が少なかったのに対し、平成5年度は、赤潮による被害が減少したものの、塩屋崎灯台沖でのタンカー衝突事故で、重油500㎘が流出し、福島、茨城両県にまたがる大規模な漁業被害が発生し、また、近年になく大雨に伴う河川の増水、濁流等による養殖漁業等への被害が突出したことによる。海面における主な発生原因内訳は表-2のとおりである。

2. 原因別発生割合の推移

海面における漁業被害の原因別発生割合を油、赤潮及びその他と主要因を大別して比較してみると、件数では油による

表-1 平成5年度突発的漁業被害の発生状況

年度	項目	海面		内水面		計	
5年度	発生件数	86 (45)	48.9%	90 (78)	51.1%	176 (123)	100.0%
	被害金額	2,427,239千円	97.9%	52,288千円	2.1%	2,479,527千円	100.0%
4年度	発生件数	104 (60)	44.6%	129 (112)	55.4%	233 (172)	100.0%
	被害金額	656,441千円	93.5%	45,423千円	6.5%	701,864千円	100.0%
5/4	発生件数	82.7%		69.8%		75.5%	
	被害金額	369.8%		115.1%		353.3%	

（注）発生件数欄の（ ）書きは、被害額不明件数で内数である。

表-2 平成5年度の海面漁業被害の発生状況

		油		赤潮		油・赤潮以外		計	
5年度	発生件数	件	%	件	%	件	%	件	%
	被害額	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
4年度	発生件数	件	%	件	%	件	%	件	%
	被害額	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
5/4	発生件数	67.2%		100.0%		106.7%		82.7%	
	被害額	595.6%		76.5%		4,914.2%		369.8%	

(注)発生件数欄の()書きは、被害額不明件数で内数である。

ものが常に全体の4~6割を占め、次に赤潮によるものとなっており、油と赤潮で発生件数の8割を占めている。この割合は毎年この程度で推移し、被害額においても、同様の傾向であったが、前述のとおり平成5年度は河川の増水による、河口周辺域の養殖魚類の大量死、漁具破壊等、三重、高知県の被害が特に甚大だったこともある、これに起因する

被害だけで8億円を超える、赤潮のそれを大きく上回った。(図-1、図-2)

3. 油による漁業被害

油による漁業被害は、発生件数39件(うち、被害額不明件数20件)、被害額11.67億円であり、前年度と比較すると発生件数は減少したが、報告額は6倍となり、ここ数年減少傾向で推移していたが、平成2年度の水準にまで達してしまっ

図-1 平成元年度～平成5年度の海面における発生件数の原因別割合

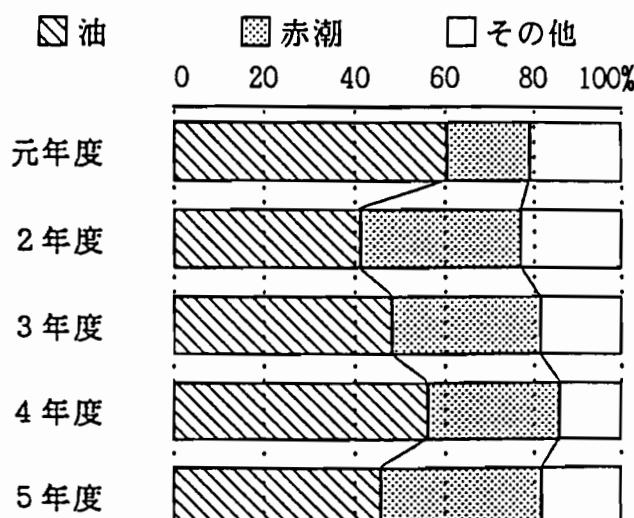
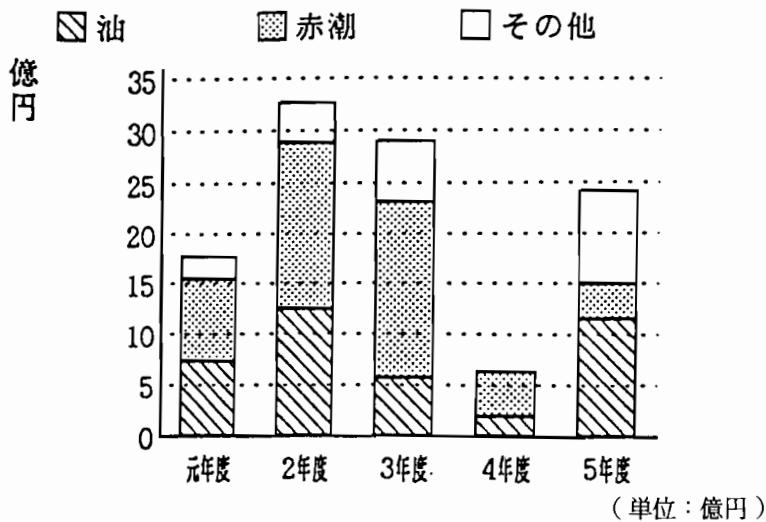


図-2 平成元年度～平成5年度の海面漁業被害の原因別被害金額



た。

これを、原因者別に見ると、依然として発生件数の相当分を占めている原因者不明は、前年度の半数に減少し、被害額においても7割の減少となったが、船舶によるものが、前年度の2倍に件数が増

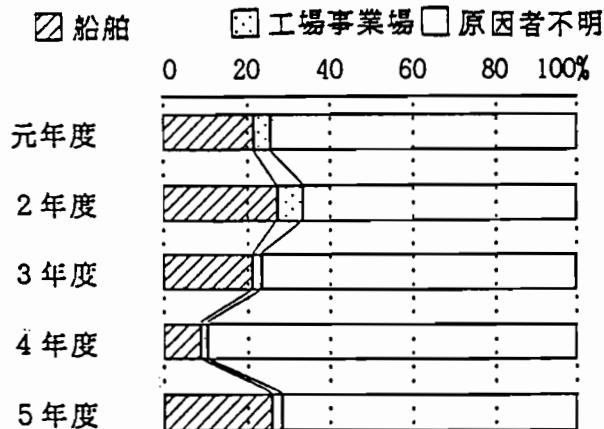
加しており、なかでも前述のタンカー衝突事故による被害額が11.4億円にのぼり、平成5年度の油による被害額の98%を占めるとともに、その大幅な増加の主因となつた。(表-3、図-3、図-4)

表-3 平成5年度の油による海面漁業被害の発生状況

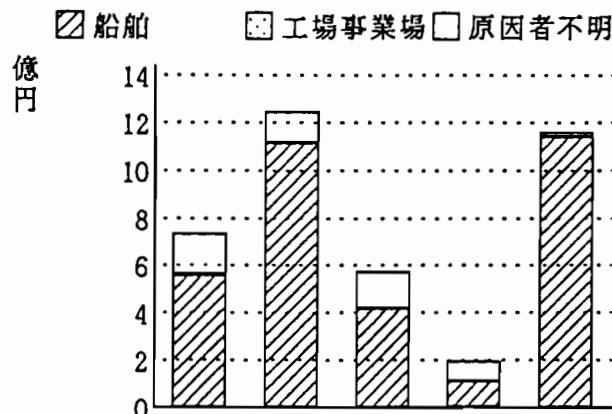
		船 舶		工場・事業場等		原因者不明		計	
5年度	発生件数	件	%	件	%	件	%	件	%
		10 (7)	25.6		1 (1)	2.6	28 (12)	71.8	29 (20)
4年度	被害額	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		1,144,377	98.1	—	—	22,310	1.9	1,166,687	100
5/4	発生件数	件	%	件	%	件	%	件	%
		5 (4)	8.6	1 (1)	1.7	52 (20)	89.7	58 (25)	100
	被害額	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		114,293	58.4	—	—	81,575	41.6	195,868	100
発生件数		200.0%		-%		53.8%		67.2%	
被害額		1,001.3%		-%		27.3%		595.6%	

(注)発生件数欄の()書きは、被害額不明件数で内数である。

図－3 平成元年度～平成5年度の油による海面漁業被害の発生件数の原因者別割合



図－4 平成元年度～平成5年度の油による海面漁業被害の原因者別発生金額



(単位：億円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
船舶	5.57	11.20	4.22	1.14	11.44
工場事業場	0.09	0.01	—	—	—
原因者不明	1.72	1.28	1.58	0.82	0.22

4. むすび

以上のように、平成5年度は海難、大雨に起因する漁業被害が目立った年であったが、常に水質汚濁等による漁業被害の原因のトップである油は、平成5年度においても、原因者不明が28件発生しており、半減しているものの件数では最も多く、特に南西諸島を中心としたオイルボールの漂着は依然として続出している。

このことは平成5年の海洋汚染の発生確認件数（「海上保安の現況」による。）においても、排出源不明の油によるものが65件確認され、また、船舶が油の排出源として確認された件数が油によるも

のの8割である現状において、我が国に入港する外航船舶も年々増加し、年間10万隻を超えるまでに至っていることから、原因者不明の油濁被害が今後も減少し続けるといった楽観的な予測は早計である。

また、油濁は漂流、漂着海域や発生時期により漁業に及ぼす被害が異なり、例えば、ごく少量の油でも収穫期にあたる冬場のり養殖漁場に流れ込めば甚大な被害をもたらすものであることから、今後とも更に汚染防止意識の啓発、監視体制の強化等を図り、被害の未然防止に努めていかなければならない。

瀬戸内海の赤潮

水産庁瀬戸内海漁業調整事務所

指導課調査係長 松山 浩二

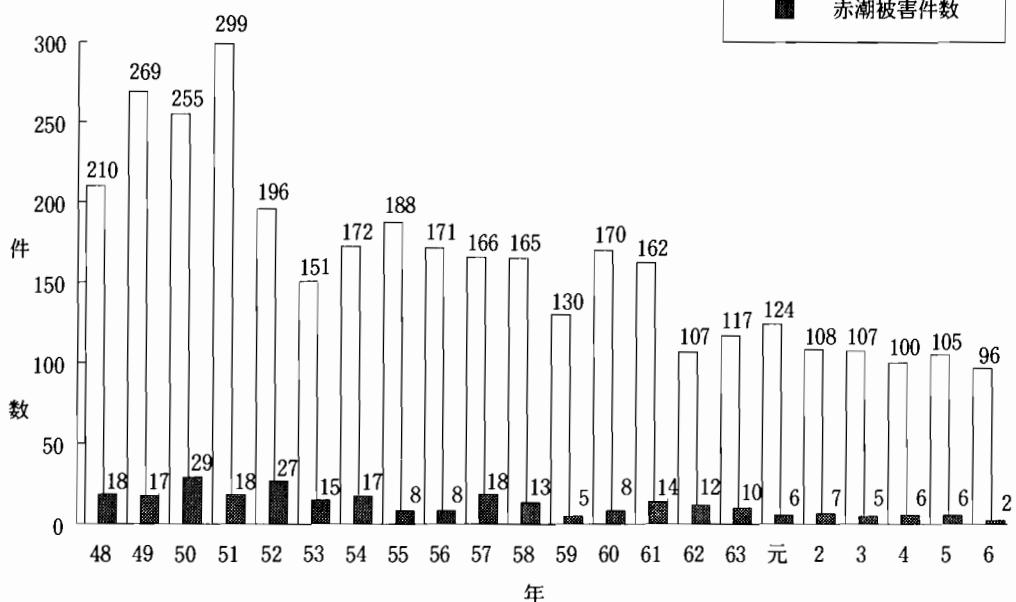
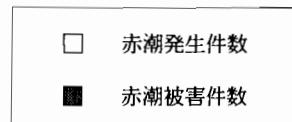
海を汚すものとして、油濁のほかに赤潮があります。赤潮は、植物プランクトンの異常繁殖によって発生するもので、その発生要因として、窒素や磷などの栄養分、好適な水温層、潮流など水塊の構造等種々のものが考えられています。瀬戸内海の赤潮は、戦後、高度経済成長期に伴ってその発生が顕著になり、時には沿岸漁業等に甚大な被害を及ぼすこともあります。その関心が高められていきました。昭和48年から51年にかけて、瀬戸内海で赤潮の発生がピークを示し、諸々の対策

が講じられることによってその後漸次減少傾向をたどり、ここ数年は年間100件前後の発生頻度で横ばいに推移しています（下図参照）。

赤潮は、海の風邪だともいわれます。海が汚れて病気になって、それを自ら治癒しようと発熱している状態にたとえられています。実際、赤潮が消滅した後の海水は浄化され透明度が高くなります。一概に赤潮を絶対悪だと決めつけられません。その点が油濁と異なるところでしょうか。

赤潮発生件数及び被害件数

（瀬戸内海）



赤潮と思われる現象を記録した最も古いものとして、旧訳聖書「出エジプト記」があります。“川の水はことごとく血に変わった。それで川の魚は死に、川は臭くなり、エジプト人は川の水を飲むことができなくなった。そしてエジプト全国にわたって血があった。”これに対して、わが国では「大日本史」に赤潮と思われる記録16件がまとめられています。“天平三年（739）六月十三日庚寅、紀伊阿氏郡海水赤如血、五日而復”これが最も古いものとして残っています。昔の頃からあったんだなと感慨にふけさしてもらえます。

あと一般に誤解されやすいことに、赤潮の色があります。字のごとく、赤だけが赤潮とは限りません。黒茶、黄褐色などがあり、養殖業等に被害を及ぼすのは一見肉眼視できにくいこれらの色の赤潮によるものが多いのです。事実、昨年9月から10月にかけ豊後水道の宇和海において、8億円を超える漁業被害を出した赤潮はゴニオラックスという植物プランクトンと呼ばれるもので、それは黄褐色を帶びていました。ちなみに、夏場よく海水浴場周辺で見かける鮮明な赤色をしたものはノクチルカといって夜光虫としても知られているもので、これにはあまり毒性がありません。

また、新種か奇形かという論争もあります。瀬戸内海の海は、河川を媒介とし

て陸からの影響を大きく受け、埋め立てや船舶の航行により、その歓喜はたえず変動しています。そこで、そこに住んでいる魚や貝、プランクトンにも少なからず関与していることと考えられます。近年、赤潮を構成するプラクトンも次々と新しいものが発見され新しい名称が付けられていますが、これらが新種なのか、それとも奇形なのか議論が分かれます。昔、工場排水によって、背骨が湾曲した魚があらわれそれを食した人間が病気になってしましました。それらを環境に順応した、新種として迎えるのか、それとも奇形としてとらえるのかその姿勢が問われるところでしょう。

どちらにしても海が病んでいることは間違いはなさそうです。そして海は、自ら治癒能力を駆使して赤潮を発生させて治ろうとしているのではないでしょうか。赤潮を、自然界の中の大きなサイクルの一つとしてみれば、それを管理支配しようとする姿勢には無理があることは明らかであり、共存の道を選択すべきです。産業開発に伴う自然破壊を最小限に止め、壊されたものを再構築してゆくために我々のアタマとカラダを活用してゆきましょう。そうしないと、将来、思わぬつけが返ってきます。我々は、その苦い経験を今までに幾度となく味わってきたのですから。

遅くなつたご挨拶

(社)全国沿岸漁業振興開発協会

専務理事 大橋 孝治

(財)油濁基金を去つて早や一年（退任・
昨年5月末。この文が皆様の目に入る頃
は多分一年近く経過していることでしょう。）油濁基金を去る時、この「油濁基
金だより」の担当者から、寄稿を依頼さ
れたのですが、その時は、(財)油濁基金は
私にとって5年余りお世話になったとこ
ろでもあり、退任のご挨拶は当然の事と
軽く返事したまでは良かったのですが、
ここまで時間が経ち、寄稿のタイミング
を逸してしまふと、ただ単なる挨拶文で
は許してもらえそうもない。

しかし、私は前回寄稿された森専務
(海難遺児育英会)のように、筆が立つ
わけでもない。

一度ならず、投稿をお断りに行ったの
ですが許してもらえず、ついに、気が抜け
た挨拶となつてしまつたことお許
しください。

それに致しましても、(財)油濁基金在任
期間中(正確には5年1ヶ月15日)は本
当にお世話になりました。その間の、皆
様方のご指導、ご協力に対し、心よりお
礼申し上げます。

特に、この間、多くの異なる業種の拠
出団体の方々と接する機会を得ました事

は、私にとって非常に良い勉強になつた
と感謝しております。

話は変わりますが、その昔、私は、農
林省(当時の名称)入省当時よく霞ヶ関
の官庁街の食堂・売店の探訪を行つたも
のでした。

その時感じたことは、省庁別の雰囲気
は、その建物の玄関に入り廊下に立つた
途端、おおいに異なると言うことでした。

まず、守衛の対応振り、即ち、身分証
明書をチェックする省、無関心でいるよ
うな省等。この事は、今あまり変わ
ていない様子ですが。

その上、当時は職員の服装、風采も省
庁によりかなり異なつているように感じ
ました。それは、当時(昭和30年代の半
ば)各省庁とも、今のように冷房設備が
完備されている訳でもなく、また、建物
自体がかなり変化があつたことにもよる
のでしょうか、その官庁に入ると職員の服
装の特徴がクッキリ。例えば、農林省の
中では、ノーネクタイ、カイキンシャツ
の人が多く見られるなか、外務省ではネ
クタイをキチンと絞めたジェントルマン
が大半、この他、省庁別の違いを具体的
に書く事は差し控えるとして、一般的に

言って、省により職員の服装、廊下の様子等全体的な雰囲気は、行政の対象により、これほど差が生じるのだろうかと感心させられたものでした。

ところで、財油濁基金でお世話になった関係省庁は運輸、通産の二省と水産庁。その関係する団体は産業分類からみても第一次産業から第三次産業に至るすべての産業。省庁別の団体にはそれぞれ特徴はあるものの、その大半は、流石「わが国の経済を支え発展させてきた産業の代表的な団体の方だ」と感心させられたも

のでした。

しかし、これら、わが国を代表する企業にあっても、現在の不景気の中で厳しい経営環境にあると伺っております。その中で、この油濁事故への救済制度にご協力いただいている関係団体の方々に、早く心よりお礼を申し上げなくてはと、思っていた次第です。

にも拘らず、退任のご挨拶大変遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

（前油濁基金専務理事）

(基金記事)

第14回豊かな海づくり大会について

「思いやる心が育てる青い海」をテーマに、天皇、皇后両陛下ご臨席のもと、第14回全国豊かな海づくり大会が平成6年11月20日山口県長門市仙崎漁港で、県内外から多数の人が参加し、盛大に挙行されました。

本大会において、当基金の事業と密接な関連のある「漁場保全部門」で大会会長賞、農林水産大臣賞及び水産庁長官賞を受賞した団体の功績の概要を紹介します。



稚魚を放流される天皇、皇后両陛下

大会会長賞

岡山県 日生町漁業協同組合

岡山県和気郡日生町大字日生 864-10

(功績の概要)

本漁業協同組合は昭和24年に設立された現在は組合員144人（正95人、准49人）で構成されており、信用、購売、販売、製氷、冷凍冷蔵等の各種事業により、預貯金14億円、販売20億円となっていて岡山県の代表的な組合である。

漁協内の組織として、底びき漁業者による「大こぎ組」「小こぎ組」とつぼ網漁業者による「つぼ網組」があり、組合員はそのいずれかに属している。

これらの漁協内組織を中心に栽培漁業や漁場保全、さらに資源管理についての各種の検討や実践が行われ、円滑な組合運営や漁場の行使が図られている。

特に、地先の海を活用する漁業形態になっていることもあって、海の環境に対する関心は強く、その取り組みはゴミの持ち帰りや海岸の清掃にとどまらず、漁網防汚剤を使用しないなど自らの努力によって海の環境を保全する努力を行っている。そのうえ、環境の変化などによって消失しつつあったアマモを回復させる努力など多角的な努力や活動を行うほか、環境保全型のカキ殻処理や石けんの使用などに積極的に取り組んでいる。

これらについては、すべて自発的に

「大こぎ組」「小こぎ組」「つぼ網組」などのグループが主体となって計画、実践され、その裏付けとなる慈善の実験や調査を綿密に行われたことが特筆すべきものである。

1. 操業中に入網するゴミの持ち帰り

昭和35年頃から経済の高度生长期を境に年々海中・海底のゴミが増加し、底びき網の操業に支障が出るほど入網するようになつた。そのため、昭和40年に漁協内で対策を検討した結果、ゴミを持ち帰ることとした。

現在、約60隻の小型機船底びき網漁船の全船が操業中に入網したゴミを持ち帰り、港に設置してあるステンレス製のゴミ箱（ $1 \times 2 \times 1\text{ m}$ ）に入れている。

ゴミは当初は自ら焼却していたが、年々、不燃物などが多く混じることもあって、現在では不燃物と可燃物に漁協職員によって分別され、町のゴミ処理場に持ち込み処理している。

なお、ゴミの持ち帰り量は、海中のゴミ增加に伴って年々増加傾向にあるが、平成5年の実績は全体で可燃物約100m³、不燃物約56m³であった。

2. 海岸の清掃

つぼ網の網の清掃や網を干す場所は海

浜を利用している。

つぼ網漁業は19経営体あり、網干し場として1経営体で約150mの海浜を必要とするので、全体で約3kmの海浜を利用している。

この海浜に打上げられるゴミも海中のゴミと同様に年々増加する傾向にあり、海浜清掃を1経営体当たり年間約10回の網干し作業に併せて行うほか、特に多くのゴミが海浜に打上げられる台風の後にも必ず清掃作業を実施している。

ゴミ処理数量は1経営体当たり年間10m³以上と推定されている。

3. 漁網防汚剤の不使用

漁網の防汚剤が開発、販売され、省力化に非常に有効であると、昭和55年頃に日生町漁協でもその使用について検討した。そこで試験的に実物を購入したところ、その箱に「魚類が養殖されている付近では使用を控えること」との記載があつたので、販売業者の意見聴取に加え、独自に魚介類に及ぼす影響試験を実施した。その結果、高濃度では魚類に影響を与えることが判明したため、使用しないことを決めた。

当時はTBTO(トリプチルティンオキサイド)等の汚染については、その知見もなく、全国的に使用されている状況であったが、漁協では環境保全の観点から、漁網防汚剤を使用せず、現在まで従前どおり網干し作業による漁網の汚れの予防を行っている。

4. アマモ場の造成

日生町漁協地先の海面には昭和40年代まではかなりアマモが繁茂していたが、環境の変化などにより、徐々に消失し、昭和50年代後半にはかつての1~2%程度にまで減少した。その頃、漁獲量も急激な減少傾向にあり、その対策の一環として、アマモ場を回復させる検討を始めた。

アマモ場はメバル、カサゴなどと稚魚の住場やタナゴなどの産卵場となるとの知見を得ていたが、その造成法は当時は株の移植が一般的であった。しかし、株移植をするとアマモ自体が減少することから、種子をまく方法を採用した。

ただ、その具体的手法が確立されていなかったため、採取時期、種子の取り方、まく時期、場所を研究して、漁業者が用意にできるアマモ場造成技術を確立した。

また、底質がヘドロ状態のところには砂や底質改良剤を入れてみて、底質が悪いところでもアマモが生育できるようになることを確認している。

これらは水産試験場と一体となって研究を行った成果であり、アマモ場が海の浄化にも有効なことを知った。

昭和60年から漁協の青壮年部が中心となり実践を開始した。

年間約200万粒の種子をまき続けた結果、かつて消失した内湾にもアマモが繁茂し、また、縮少していたアマモ場も徐々

に拡大している。

以上のように日生町漁協では漁場や環境保全についていろいろな手法、角度か

ら検討、対処しており、漁獲量や生産額が高い位置で安定しているということは、これらふだんの努力の成果であろう。

農林水産大臣賞

北海道 北海道漁協婦人部連絡協議会

札幌市中央区北3条西7丁目

（功績の概要）

北海道漁協婦人部連絡協議会は、10地区130の単位漁協婦人部で構成されており、部員数総数19,080人である。

その活動は、1. 組織活動、2. 生活活動、3. 環境改善活動、4. 文化活動と多岐にわたっている。

その内、環境改善活動は

1. 海をきれいにする運動の見直しと
新たな活動の展開

2. 「お魚を殖す植樹活動」の継続実施

3. 「海と渚の環境美化運動」の展開

以上を重点活動項目として取り上げている。

1. お魚を殖やす植樹運動

200カイリ時代の到来と資源管理型漁業の推進を意識し、自らの浜を自ら守り発展させるという意欲に燃えて、昭和62年から「お魚を殖す植樹運動」を実践してきた。

昭和62年には活動目標を掲げ、1年間

をかけて学習活動を全道で行い、昭和63年から一斉に植え始め、今日に至っている。

2. 活動目標

(1) 大自然に抱かれ、その接点において生産に携わる私たちにとって、かけがえのない海、河川、湖沼などが生活の場として今、どのようにになっているか、そして将来、どうあるべきか学習し、理解を深める。

(2) 私たちは、海、河川、湖沼の「お魚」を自然の摂理に基づき「殖やす」には、森林の機能が有効であると信じ、「植樹」に目を向け可能な範囲で実行する。

(3) 大自然の接点で生きる私たちは、地球規模で起きているあらゆる環境破壊に対して、鋭く目をむけ、必要な行動を起こす。

(4) 今まで進めてきた「海をきれいにする」ための取り組みを、引き続き創意を生かし実施する。

- (5) 「植樹活動」を通じ「森林協同組合」の人々と手を結び、世界的に沸き上がる協同組合間提携運動の一翼に貢献する。
- (6) 行政及び他団体、ならびに一般市民に働きかけ、かけがえのない海を守るために取り組みを強める。

3. 運動開始

運動は「百年かけて百年前の自然の浜を」を合い言葉に、水産ふ化場、海浜、河川流域等、野、山、公園など地域の実情に合わせ、トドマツ、エゾマツ、カエデ、シラカバ、ナラ、サクラなど多種にわたって植樹運動を展開し平成6年7月末現在で25万本に及んでおり、植えた場所も約380ヶ所と海岸はもとより、河川周辺にいたる多様にわたるものであり人々の多くの共感を呼んでいる。

4. 森と魚の関係

この運動が起こるや、漁協が環境保全のため山を購入（常呂漁協、天塩漁協、

野付漁協、標津漁協）し、植樹活動を始めるなど、また、既存の山林を環境保全林として手入れを始めるなど森と魚の関係を通じて、漁場保全に対して、「森の機能が有効」という思想が次第に広がっていた。

こうした広がりのなかから

- (1) 漁場環境保全のための学習活動が多様に取り組まれるようになってきた。
- (2) 自ら森や山に出かけ、農業者、林業者と共に環境保全のための連帶意識を強め、自然と共生する生産者意識が発展してきた。
- (3) 他産業の人々にも漁業者が環境に配慮した漁業活動を行っているとの認識が広がってきた。
- (4) 林業白書、漁業白書にそれらの運動が載り、着目されるようになったなど、運動に対する評価が出てきており、広く関心を持たれる様になり。組織的な取り組みの先鞭とも言えるものである。

総括表

北海道漁協婦人部連絡協議会
(平成6年7月30日現在)

年 度		63年度	H1年度	H2年度	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	合 計
合 計	植樹本数	73,512	12,362	14,259	14,408	82,210	25,180	29,631	251,562
	婦人部数	95	48	48	45	51	48	49	

※合計本数（道、各地区実績を含む）

※H4～6年度は、漁協等で行ったものと合同参加も含む。

水産庁長官賞

山口県 仙崎漁協婦人部

長門市仙崎4295の8 仙崎漁協内

(功績の概要)

仙崎漁協婦人部は、日本海に面した昔から漁業の盛んな仙崎地区で、北長門海岸国定公園に指定された美しい自然に恵まれた地区であり、この美しい自然を常日頃から見てその生活と生業をたてていたところである。

この様な中にあって、昭和30年に仙崎漁協婦人部を結成、「健康で快適な漁村づくり」と「安定した漁家経営をめざして」を目標に漁協と一体となって活動を始めた。

現在、漁協婦人部は部員290名であり、特に最近は「きれいな海からおいしいお魚を」をテーマに文字どおり魚場保全活動の中心母体となって活動を行っている。

この内容は、次のとおりである。

1. 活力ある漁村づくり

生産の場である海をきれいにするため、昭和30年結成以来海浜清掃を行っている。

最初は漁協婦人部のみであったが、地域全体に呼びかけ、現在では老人クラブ、子供会、ロータリークラブ等の積極的な協力を得て年間3回一斉清掃を行っており、外来観光客に対しても美しい漁村のイメージを持ってもらうため、自分たち

の地先は自分達でゴミを拾いきれいな海岸を守る行動が定着している。

また、漁村の活性化をはかる意味から集落点検活動を行い、自分達の手で環境点検マップをつくっている。

この内容には、集落のよい所、改善したい所、住んでいる人の状況などをマップやグラフにして問題点や浦の自慢などを整理したり、21世紀にむけてのビジョンをつくり、その実現にむけて努力している。

2. 天然石けん使用運動の推進

地球にやさしい環境づくりの一環として早くから婦人部が主体となって天然石けん使用運動を推進している。

特に毎年7月には、「石けんキャンペーン」を実施して漁家のみでなく地域全体に呼びかけ成果をあげている。

また、長門市石けんを考える会を年間3回実施したり、地域のイベントで天然石けんや手づくりの廃油石けんを普及定着させている。

きれいな海をいつまでも守るために長門市環境美化運動組織の結成を図り、市民運動も起こしている。

3. 川上、川下交流会の実施

漁協婦人部が川下で海や海岸を一生懸命守っていても、川の上流からゴミがく

るため限界があることに気づき、水系をたどって、平成4年から「川上・川下交流会」を年に1～2回実施している。

交流会では、ゴミや農薬の問題、魚が住みよい環境づくり等話し合ったり、ゲームをしたりして、海は漁業者だけのものという感覚ではなく、地域住民が一体になってきれいな海を守ることの大切さを認識させている。

更に、平成5年からは農山漁村婦人の連携組織の結成、農山漁村の女性達が主体となり、大切な海、きれいな海を守り、子や孫に引き継ぐ環境保全運動を広めている。

4. 「きれいな海からおいしいお魚を」魚食普及活動

中学、小学生を対象に魚市場の見学、親子で魚料理の実習、子供向け、消費者向けの魚料理コンクール、地域消費者を対象に講習会を開催する際の行使や指導を行う際には、きれいな海づくりについて

て協力を求めたり、地域のイベントの際に鯛めし、ウニめしの即売を行い、きれいな海からおいしいお魚が獲れることをPRし人気を博している。

この他、地元で獲れるシイラとエソについて、付加価値増大、資源の有効利用を図るため、シイラくん製、エソフィッシュチップスを試作し、商品化を目指し努力している。

5. 生活設計と後継者育成

くらしの見直しと生きがいのあるくらしのために生活設計の必要性、家計簿記帳の大切さを話し合い、リフォームや不用品の交換会、目的貯金の実施を行い、現在ではゴミの減量化、葬祭の簡素化の実現に至っており、その他、若妻グループであるところの「あじさいグループ」の組織化を、海を守る運動、魚食普及、魚の加工開発等の活動を通じ行い、若い漁村女性の立場からの提言を受けるなど多彩な活動を実施している。

油濁被害防止対策事業について

(外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業)

当基金では、漁場油濁被害の発生を未然に防止し、又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行う「油濁被害防止対策事業」を国の補助により実施しています。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して、実施計画等についての検討を行い、一部を専門の調査機関に委託して次の事業を実施しています。

事業名

1. 生物的油濁処理技術開発・試験事業
(平成3年度からの継続事業)

2. 回収油処理技術開発事業
(平成6年度からの新規事業)

3. 外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業
(平成6年度からの新規事業)

この事業の1及び2については、後日「油濁被害防止対策事業報告書」で詳しく報告させていただくこととして、ここでは、3の事業としてポスター及びチラシを作成し、関係機関等へ配布しましたので、下記にその概要を紹介します。

外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業

(1) 事業目的

漁場油濁汚染の一因として、我が国周辺水域を航行する船舶からの油の違

法排出が考えられるが、外国船等も多く航行することから、これら外国船運航者等に対する啓発、普及が必要である。

このため、外国船運航者等に対しチラシ、ポスター等を配布することにより、日本沿岸域の漁場関係情報を提供しつつ、油濁汚染防止に係る関係法令の遵守、油濁事故の削減を図る。

(2) 事業内容

我が国的主要港湾へ出入港する外国船等を対象として、船舶から流排出による漁場油濁の未然防止を啓蒙・普及するため、これらの船舶等に対しチラシ等を配布するとともに主要場所にポスターり掲示を行う。

(3) 事業実施方法

英語等外国語のチラシ、ポスター等を作成し、外国船の海事代理店及び関係団体等事務所窓口に備え付け、チラシの適宜配布及びポスターの掲示を依頼することにより行う。

上記の要領に基づいて別図のとおり英語版によるポスター(600枚)及びチラシ(10,000枚)を作成し関係機関へ配布し、掲示等をお願いするとともに、第3管区海上保安本部及び保安部(署)のご協力を得て、船舶乗組員に対し適宜配布

していきます。

なお、本年度は東京湾を対象としまし
たが、来年度以降伊勢湾、瀬戸内海等油

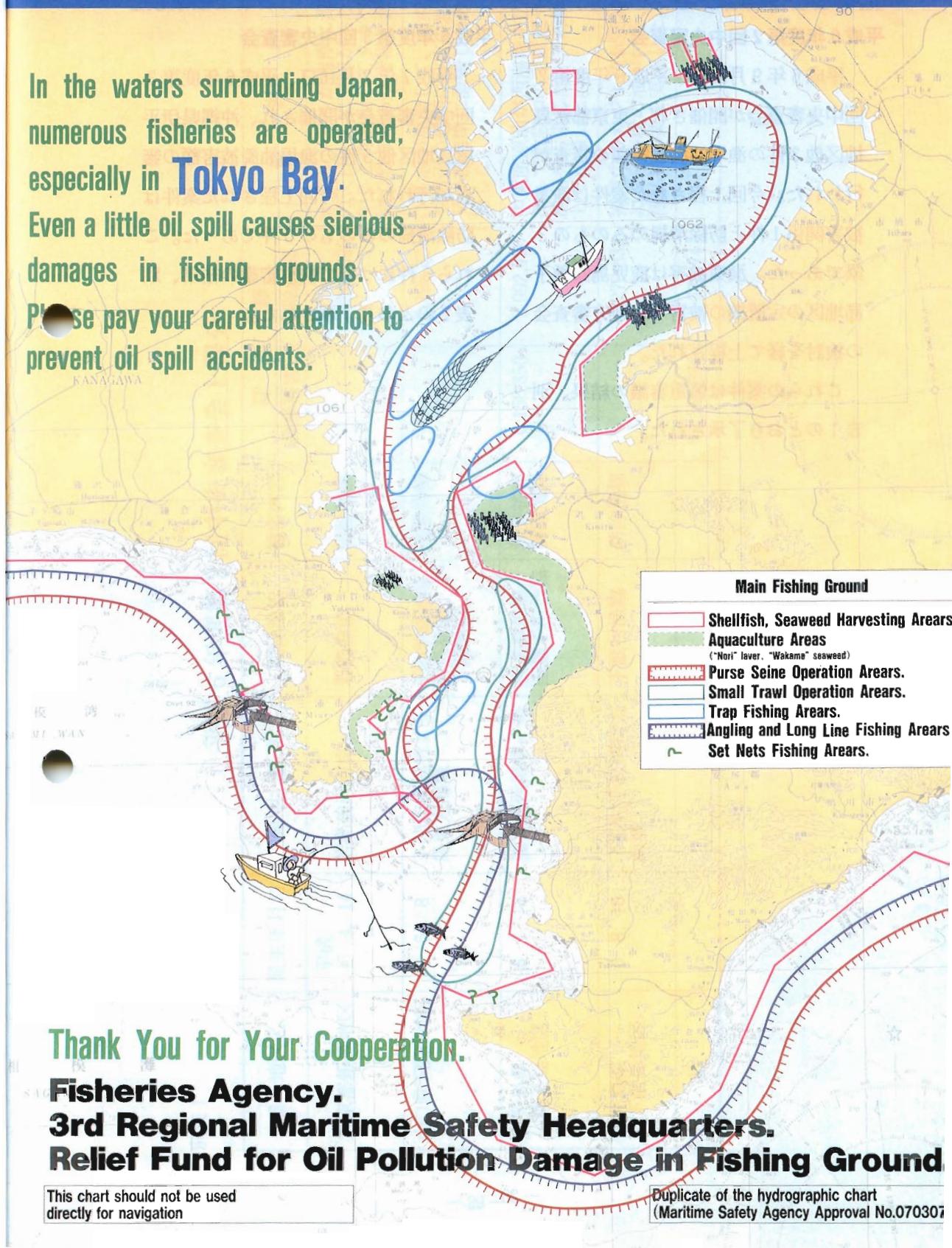
濁事故の多い海域を対象として実施する
こととしておりますので、今後ともよろ
しくご協力下さい。

Prevent Our Valuable Sea from Oil Pollution

In the waters surrounding Japan, numerous fisheries are operated, especially in **Tokyo Bay**.

Even a little oil spill causes serious damages in fishing grounds.

Please pay your careful attention to prevent oil spill accidents.



Thank You for Your Cooperation.

Fisheries Agency.

3rd Regional Maritime Safety Headquarters.

Relief Fund for Oil Pollution Damage in Fishing Ground

中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成 6 年度第 2 回中央審査会

平成 6 年 9 月 22 日、平成 6 年度第 2 回中央審査会が開催され、東京都新島地区他 3 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程された案件は漁業被害関係 1 件と防除清掃のみのもの 3 県であった。漁業被害は鹿児島県種子島地区の定置網の被害で、地方審査会の検討を経て上程された。

これらの案件は慎重審議の結果、別表 1 のとおり了承された。

平成 6 年度第 3 回中央審査会

平成 7 年 2 月 16 日、平成 6 年度第 3 回中央審査会が開催され、沖縄県伊平屋島地区他 5 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程された案件は防除清掃のみのもの 6 件であった。これら 6 件について慎重審議の結果、別表 2 のとおり了承された。

別表 1

平成 6 年度第 2 回中央審査会 上程分

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	被害内容	認定額		被害状況
					漁業被害	防除清掃	
東京都新島地区	平成 6. 4. 14	若郷前浜海岸	若郷漁協	防除清掃	—	216,095	オイルボールが海岸に漂着、海藻置被するところ再流出があり清掃した。
山口県下関市地区	6. 6. 8	下関市彦島竹ノ子島東方海域	下関島風泊漁協 彦島漁協 下関島漁協	防除清掃	—	2,196,324	C 重油が漂流して、漁港内の生簀や周辺の建網に被害があり、又一部海岸に漂着したので防除清掃した。
鹿児島県種子島地区	6. 7. 14	種子島西海岸一帯	種子島魚協 南種子町漁協	漁業被害 防除清掃	6,158,350	2,992,490	中東産原油が西海岸を広範囲に漂流して釣設中の定置網や操業中の漁船を汚染した。又海岸にも漂着して清掃した。
鹿児島県下甑島地区	6. 8. 18	下甑村手打湾南方	下甑村漁協	防除清掃	—	273,832	操業中のカジキ流刺網漁船の漁網にカジキ油が付着、陸上で洗浄試作業を実施した。
計					6,158,350	5,678,741	

別表2

平成6年度第3回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	被害内容		認定額	被害状況
				漁業被害	防除清掃		
沖縄県伊平屋島 地区	平成6. 8. 21	伊平屋島東海岸 一帯	伊平屋村漁協	防除清掃	—	1,086,989	小さいオイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降ろしに支障があり、再流出してモズクが繁殖、漁業に被害の恐れがある。
鹿児島県奄美大島地区	6. 10. 18	龍郷町地先海岸 一帯	龍郷町漁協	防除清掃	—	2,956,160	オイルボールが海岸に漂着、又揚げ降ろしてモスクが繁殖、漁業に被害の恐れがある。
沖縄県宮古島 地区	6. 10. 29	城辺町保良海岸	平良市漁協	防除清掃	—	229,600	オイルボールが藻やゴミと共に海に漂着、又再流出して、モズクが繁殖、漁業に被害の恐れがある。
沖縄県池間島 地区	6. 11. 25	池間島地先海岸 一帯	池間漁協	防除清掃	—	2,791,863	軟らかいオイルボールが海岸に漂着、モズク、ヒトエグサ等に被害の恐れがある。
沖縄県宮古島 地区	6. 12. 5	宮古島北東海岸 一帯	平良市漁協	防除清掃	—	3,479,600	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降ろしや網等の出入れに支障があり、再流出してモズクが繁殖、漁業に被害の恐れがある。
沖縄県本部 地区	6. 12. 24	本部町北部海岸 一帯	本部漁協	防除清掃	—	2,086,760	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降ろしや又、再流出してモズクが繁殖、ヒトエグサ等に被害の恐れがある。
計						—	12,630,972

都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成6年7月、鹿児島県種子島西海岸沖に中東原油が広範囲にわたって漂流し、設置中の小型定置網一統が汚染され使用不能になる被害が発生した。この被害に係る鹿児島県地方審査会が開催され、その検討結果が中央審査会に報告された。

○鹿児島県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検討内容
平成6年9月6日	<p>平成6年7月14日、鹿児島県種子島西海岸沖に中東原油が広範囲に漂流し、南種子町島間沖に設置中の小型定置網を汚染し、使用不能となった。又、操業中のいか釣り漁船も汚染し、中種子町西海岸にも漂着した。</p> <p>組合では関係機関に通報するとともに合同で調査・検討した結果、定置網の撤去廃棄を船体、海岸の払拭・清掃の実施を決定した。</p> <p>被害区分： • 漁具被害 • 休漁被害 • 防除・清掃費用</p>

役員の交替について

平成6年9月20日開催の平成6年度第2回評議員会において、森川監事の辞任とともに後任として吉崎清氏が選任されました。

役職	新	旧
監事	(社)大日本水産会専務理事 吉崎 清	(社)マリノフォーラム21理事長 森川 貫

お詫びと訂正

油濁基金だよりNo.56(1994.8発行)の地方審査会委員名簿の記載に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

	正		誤	
	氏名	所属・役職名	氏名	所属・役職名
37頁	菊池 滋夫	東京都漁業協同組合 連合会会长理事	菊地 滋夫	東京都漁業協同組合 連合会会长理事
41頁	畠中 進	福岡県漁業共済組合 参事	畠中 進	福岡県漁業共済組合 専務理事
	花田 擴幸	福岡県水産林務部 漁政課長	花田 擴幸	福岡県水産林務部 水産振興課長
	寿崎 洋一	福岡県水産海洋 技術センター所長	寿崎 洋一	福岡県水産海洋 技術センター豊前海研究所長



海岸へのオイルボール漂着状況

平成5年鳥取県東伯地区大田市～仁摩町に至る海岸一帯に柔らかいオイルボールが漂着し、再流出してイワノリやワカメ養殖に被害の恐れがあり、地元漁業者により回収した。

(編集後記)

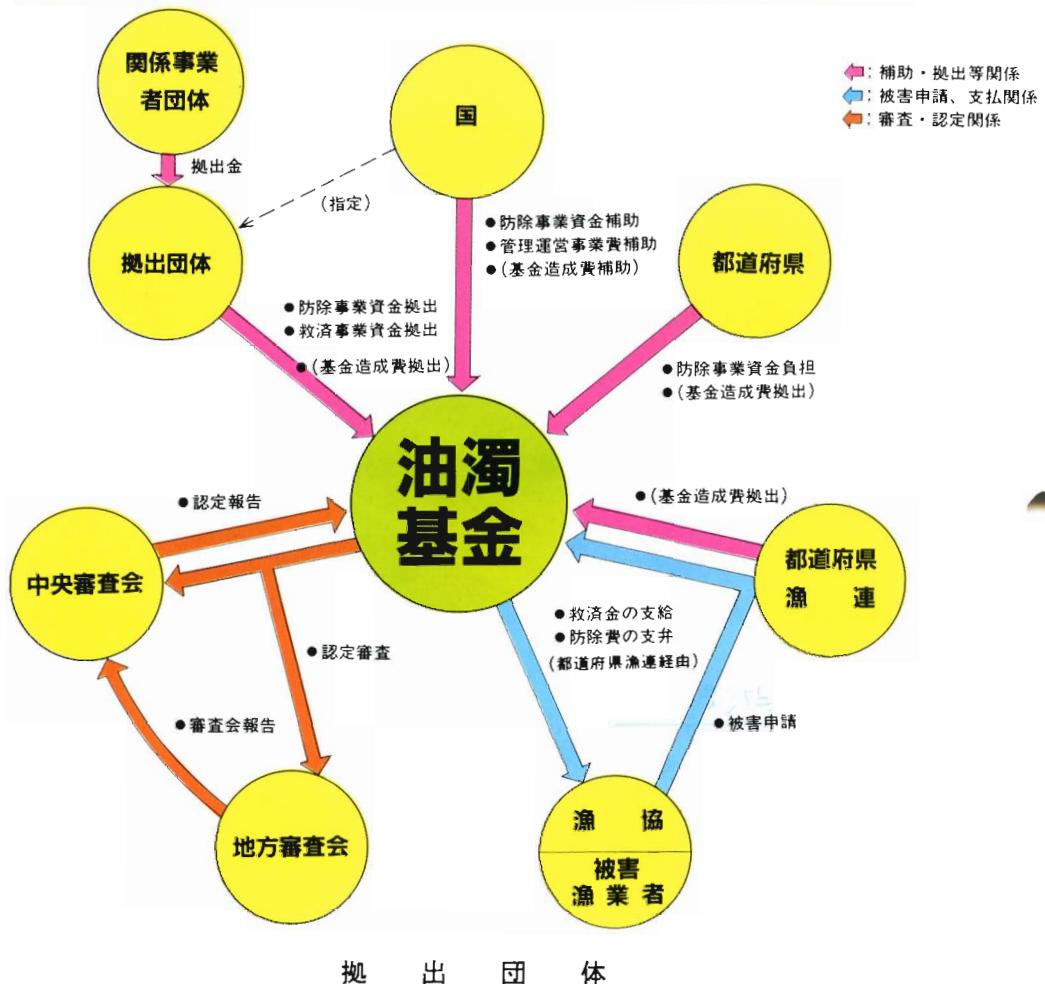
- 全国一の生産を誇る兵庫県内の養殖のりが、阪神大震災で壊滅的な被害を受け、関係漁業者等の落胆は計り知れないものとお見舞申し上げるとともに、一日も早く復興されますことを心からお祈りいたします。
- 平成6年度の原因不明の油濁事故は、例年に比べ減少するものと期待していましたが、平成7年1月になって神奈川県横須賀市ののり養殖場へ油が流入し、大きな被害が発生しました。

この海域では、過去に一度も油濁事故がなかったところで発生したものです。また、日本海沿岸でも（鳥取県、島根県）大量のオイルボールが漂着、更には、タール状の油が漂着（流）する等の事故が発生しています。

このように、油濁事故はいつ、どこで発生するかも知れません。

各浜におかれましては、監視体制を強め、事故発生による被害を未然に防止するようお願いします。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係
通商産業省関係

(社)大日本水産会
石油連盟
経済団体連合会
(社)日本貿易会
日本アンモニア協会
(社)日本ガス協会
(社)日本船主協会
(財)日本船舶振興会

電気事業連合会
(社)日本電機工業会
(社)日本産業機械工業会
日本化学繊維協会
日本内航海運組合総連合会

日本鉄鋼連盟
日本自動車工業会
石油化学工業協会
(社)セメント協会
(社)日本旅客船協会

運輸省関係

発行日	1995年3月
発行所	財団法人 漁場油濁被害救済基金
住 所	〒101 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル6階
電 話	03-3254-7033
ファックス	03-3254-3978(F)